

令和元年度原子力規制委員会
第27回会議議事録

令和元年9月4日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第27回会議

令和元年 9 月 4 日

10:30～11:40

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題 1 : 原子力施設の状況に応じた運転上の制限 (LOC) 等の継続的改善に係る検討について
- 議題 2 : 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析について
- 議題 3 : 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正 (案) 及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド (案) 並びにこれらへの意見募集についてー外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映ー
- 議題 4 : 原子力規制委員会の令和 2 年度概算要求及び機構・定員要求について

○更田委員長

それでは、これより第27回原子力規制委員会を始めます。

本日は田中委員が出張中のために欠席をされています。

最初の議題は、「原子力施設の状況に応じた運転上の制限（LC0）等の継続的改善に係る検討について」。

説明は森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、資料1に基づいて説明させていただきます。原子力規制企画課の森下から説明いたします。

まず、資料の1ページ目「1. 背景及び問題意識」のところでございますが、去る8月21日の原子力規制委員会におきまして、伊方発電所の3号機で本年8月16日に発生しました定例試験に用いる弁の不具合に関連しまして、更田委員長から、新規制基準によってSA（シビアアクシデント）設備が整備され、それから、特重施設（特定重大事故等対処施設）も整備されようとしている中で、運転上の制限、あるいはその後の措置について、施設全体の状況を勘案した妥当性の高いものとなるように検討すべきという発言を受けてのものとございます。

また、更田委員長からの問題意識以外にも、廃止措置段階に移行により施設の状況が変化し、運転中とは異なるLC0等を設定することが妥当と考える状況があるとも考えております。

これらを踏まえまして、現在のLC0等につきまして、施設の状況に応じた安全確保上の意義・効果、必要性といった観点から妥当性を検討すべきものを取り上げまして、順次継続的に改善する検討を開始したいということの了承をいただきたいということで、今日御説明をさせていただいております。

「2. 検討事項の選定等」につきましてですけれども、ここに3つのポツ（・）を書いておりますけれども、新規制基準の適合によりまして、意義・効果、必要性が薄れたもの、それから、2番目のポツですけれども、廃止措置段階などの施設のライフサイクルや、長期停止という施設の状況等に応じて、意義・効果、必要性が薄れたもの、それから、その他代替の措置などが可能なものという大きく3つの視点から、個別具体的にに取り上げまして、現場の準備の状況なども勘案して検討したいと考えております。

また、検討課題の選定に当たりましては、事業者の発意を重視しまして、改善の意義の大きさ、改善後の運用の確実性などにも配意したいと考えております。そして、事業者と我々との間で共通認識ができたもの、個別具体的な検討対象であるとか、全体の優先順位を考えておりますけれども、共通認識ができたものにつきまして、順次保安規定の改定などの準備を進めていきまして、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

「3. 今後の段取り」ですけれども、本日の原子力規制委員会で了解を得られましたら、事業者とCNO会議（主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換

会) の場で問題意識を共有いたしまして、事業者から取り上げるべき事項の提案を受けたいと考えております。また、取り上げるべき事項につきましては、原子力規制委員会委員、それから、事業者が参加する公開の会合で個別具体的に改善の方向性について議論を行いたいと考えております。

2 ページ目からは参考資料になりますけれども、2 ページ目、きっかけとなりました本年8月21日の原子力規制委員会のトピックス(配布資料「原子力施設等におけるトピックス」)の抜粋を載せております。伊方発電所3号機の格納容器のスプレイポンプのテストラインの弁の不具合ということで、右側のテストラインの、A系、B系ありますけれども、A系の丸で囲んである弁の不具合があったということで、操作ができなくなったこと。

それから、3 ページ目、補足資料で載せておりますけれども、そのようになった場合の伊方発電所での保安規定(伊方発電所原子炉施設保安規定)、どのような対応をとるかを載せております。保安規定の第57条第1項では、運転中の要求事項としまして、原子力格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とすることとなっております、2系統が動作可能であることが求められております。

第2項でございますけれども、運転上の制限を満足していることを確認するため、当直長は1か月に1回、2台のポンプについて起動して動作確認をすることになっております。

第3項でございますけれども、それによって運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表57-4の措置を講じることとなっております、その中では、1系統が動作不具合である場合は、その系統を動作可能な状態に復旧する。10日です。それから、残りのポンプの動作可能を確認することとなっておりますけれども、その先、これらの措置を完了時間内に達成できない場合は、最終的にはモード5という、冷温停止、原子炉の停止の操作を行うことになっております。

以上、補足でございますけれども、検討の開始について御了承いただければと思います。

以上です。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。山中委員。

○山中委員

先日の原子力規制委員会で議論になって、更田委員長から御提案があった案件だと思うのですが、新規制基準に適合したプラントでは、多様で多重の施設、あるいは設備が用意されている。一方、未申請のプラントもある。あるいは、それ以上の数の廃止措置中のプラントもあるという、そういう現状を考えますと、LCO、あるいはAOT(許容待機除外時間)などの見直しをする適切な時期に来ているのかなと考えます。

見直しの進め方としては、私は全体、総論からというよりは、適宜必要なところから見直していくという方法が妥当なのではないかと思っております。例えば、事業者側から提案いただく。ATENA(原子力エネルギー協議会)のような団体からまとめて、順次、事業者が重要であると思われるところから提案をいただいて、公開の場で妥当性について議論し

ていくというのが、自主的な継続的改善につながると考えます。したがって、原子力規制庁からの提案のとおりを進め方でよろしいのではないかと思います。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

今、山中委員から、総論としての議論と各論としての議論という話がありましたけれども、どういうイメージになるのでしょうか。つまり、総論としての、例えば、ATENAを相手にした議論と、個別具体的に個々の事業者でやる議論とが交互に行われるようなイメージになるのでしょうか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の森下でございます。

我々の現時点のイメージでは、各電力事業者で共通の事項、そのようなものが効果が大きい案件だと思いますので、そういうものについて優先順位を、プライオリティ高く議論したいと考えております。個別というよりは、ATENAを中心に、電力事業者に共通のような検討事項がこの議論ではふさわしいかなと考えております。

○伴委員

つまり、窓口はATENAとして、そこからまず事業者の意見を吸い上げて、総論的な議論を個々の案件についてするという、そういうことなのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

総論的と言われるのは、複数の電力事業者で共通のような課題を取り上げて議論していくという形を考えております。

○更田委員長

事業者との意見交換云々の前に、まず、なぜLCOの見直しなり、AOTの見直しが必要なのか、ないしはいいことなのかをきちんと整理されるべきだと思っていて、それから、LCO、ATOの見直しに議論が偏っているけれども、前回した指摘は、1つはLCO、AOTに関わるもの、もう1つは、LCO逸脱ないしは点検間隔、ある1つの機器の性能確認ができなかった時点で後段の施設のラインナップをするという、アクションをとるべきなのか、どのレベルでとるべきなのかを検討すべきだという2つ挙げたつもりで、LCO、AOTだけに議論が偏るのは好ましくないと思っています。基本的に後段があるから前段のものの性能が確認できなかったときにとっても、例えば、モバイルのものだったら、ラインナップされていなければ、そこで性能を発揮する状態になっていないのだから、セットで議論されるべきというのが1つ。

それから、すごく大げさに言えば、深層防護との関係ですけれども、後段の機器がいくら用意されようとも、前段の機器の扱いは一切変わらないという、一見もっともらしい考え方だってあるわけです。だから、後段の機器の整備によって前段の機器に一切触らないで、従来と同じだという考え方だって主張としてなくはないのだけれども、ただ、伊

方発電所の事例はポンプの性能確認ができなくなっただけであって、ポンプの性能は、確認できていないけれども、おそらくは動く状態にあって、うまくいかなかったのはテストラインの方だったので。この状態で点検頻度、点検間隔の期限が来て、LC0逸脱して、仮にAOTにはねてとなったときに、では一体、次のアクションとして何を求めるのが正しいのだろうか。実際、そういう状態になったら、原子力規制委員会は非常に難しい判断を迫られたのではないかと考えていて、非常に難しくはないか、難しくはないけれども、一種説明が準備されるべき局面になったと思う。ですから、あらかじめきちんと検討しておいてくださいというのが意図なのですけれども。

1つは、例えば、後段の機器が新たに整備されました。現状では特定重大事故等対処施設がない状態の場合は、いわゆるSA機器というのは多くのものはモバイルで、系統構成が必要なもの、作業が必要なものだ。では、後段の機器のバックアップとしていつスタンバイさせるかというのも、今回のケースで言えば、点検できないと分かった時点なのか。一番早い時点ですね。ただ、これはいかにも早いという感じはある。LC0逸脱を宣言したときなのか。要するに、点検間隔の期限が来たときにラインナップを始めるのか。それとも、AOTが切れてというときに初めてラインナップさせるのか。しかも、ラインナップさせるものも、モバイルの場合は、今回の場合はCV（原子炉格納容器）スプレイですので、性能は違う、流量は違うので、モバイルをスタンバイさせたところという議論もあるだろうと思います。

だから、伊方発電所の事例はいろいろなことを考えさせてくれるものであったと考えていて、そういう議論をまずしてほしい。その上で、本来、例えば、SA機器のAOTなどは、もっと事業者から提案があつてしかるべきだとずっと考えているのですけれども、意外とない。例えば、産業界は今、リスク情報活用を盛んに言っている。リスク・インフォームド・ディシジョン・メーカーをするのだと。リスク情報活用の歴史を考えると、最初にその適用がなされるのはAOT。LC0逸脱があったとき、1つの機器の性能が保証できない、ないしは機能が喪失したときに、どれだけ炉心損傷頻度が上がるかというような、リスクがどのくらい高まるか、この検討がされてAOTの見直しをされてきた歴史があつて、リスク情報活用についてはイロハのイというか、最初の段階ですけれども、それすら何ら今のところ提案があるわけではないと。

だから、一見、簡単に見えているわけではないのだろうと思いますけれども、いろいろなものを含んでいるものなので、まず整理が必要であつて、前段の機器がある段階で後段の機器を新たに整備したときに、前段の機器に対する扱いは変わるべきなのかどうか。これは変わるべきだろうと考えて指摘をしているわけだけれども、前段の機器の確認ができないときに、後段の機器のラインナップはいつ行われるべきか。そういったものがまず総論としてあつて、その考えを原子力規制委員会、原子力規制庁として持った上で、今度は具体的に。一方、総論の議論に事業者が参画していけないというわけではないけれども、整理すべきところがあるように思っています。

それから、この資料に関して言うと、「新規制基準への適合により安全確保上の意義・効果や必要性が薄れた条件や逸脱時の対応手順」（1ページ2. 一つめのポツ）と、これは表現として、きちんと表現できていないと思います。「安全確保上の意義・効果や必要性が薄れた」というのは、後段の機器が整備されているという意味で、安全上の意義が薄れたという表現は誤解を招きかねないと思っていて、もう少しきちんとした整理が必要だと思っています。

いずれにしろ、事業者との意見交換を始めればいいのだけれども、ただ、実際の見直しに入るまでにはきちんとした考え方の整理が必要だと思っておりますし、この資料を見た限りにおいては、まだその整理ができていないと思えないので、そこは注意してほしいと思います。まずはCNO会議でというのは場としてふさわしいのでしょうけれども、それはキックオフにすぎなくて、具体的なLCOの見直しやAOTの見直しにつながるのであれば、ないしはモバイル機器のラインナップのタイミング等についての議論が具体的にできるようになったら、また別の場を立てるといってもおそらくあるのだろうとは思っています。

山中委員、よろしいですか。まずは、事務局提案といっても、とにかく検討を始めましょうという話なので、検討を始めましょうということだと思います。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

ありがとうございます。検討は開始させていただきます。

○更田委員長

2つ目の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析について」。

説明は竹内東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

資料2について御説明させていただきます。東京電力福島第一原子力発電所事故対策室の竹内でございます。

説明に入ります前に、福島第一原子力発電所事故の分析に係る件につきましては、本年7月31日の原子力規制委員会におきまして更田委員長から2点御指示がございました。1点目は、事故原因の調査分析の作業と廃炉作業について、その方針や優先順位などを、廃炉を進める資源エネルギー庁、NDF（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）などと議論、調整する場を設定すること。それから、2つ目といたしましては、事故原因の調査分析の作業の内容や進め方、その実施体制等を明確にすること。この2点について事務方で検討を行い、原子力規制委員会に提案するようという御指示がございまして、本日、それについて御説明するものでございます。では、資料について御説明いたします。

最初に「1. 事故分析の経緯と現状」でございますが、ポイントだけ申し上げますと、（1）は原子力規制委員会設置法におきましては、原子炉の運転等に起因する事故の原因を究明するための調査に関することが所掌事務として定められておりまして、福島第一原子力発電所事故の継続的な調査分析は原子力規制委員会の重要な事務であることと、それ

から、平成26年10月8日に原子力規制委員会は、当時、国会事故調査報告書において未解明としていた課題について検討を行いまして、その中間報告書が取りまとめられています。

その中間報告書の中では、①にありますように、高線量であることなどの理由により調査に着手できない事項もあることから、引き続き継続した現地調査・評価・検討が必要であること、それから、②といたしましては、1F（福島第一原子力発電所）の作業の進捗にあわせて、新たに明らかになった事実などについても、今後、原因調査等を踏まえて長期的に検討を継続する必要があるとされているところです。

（2）の現状といたしましては、1Fにつきましては、事故後、一連の報告書が出されたものの、内部が高放射線環境下にあることから、当時の報告書以上の分析・解明を行うことは困難な状況でありましたけれども、事故後8年以上が経過した現時点におきましては、今なお、格納容器内をはじめとして、高放射線下で人間が近接することが困難な部分が多いものの、現場の環境改善や廃炉作業の進捗により、建屋内部などへのアクセス性が向上いたしまして、事故の分析に必要な試料の採取や施設の状態確認が可能となってきたところがございます。また、廃炉の作業を進める中で、東京電力から新たな知見や情報も公表されてきているということもございますので、今後、追加的な調査を行い、事故分析を進展させることができる段階に至ってきたものと考えられるものがございます。

2ページ目に移りまして、今後の事故分析の進め方でございます。「（1）対象範囲」といたしましては、先ほど申し上げましたように、原子炉建屋の一部などへのアクセス性が向上していることから、現場で検証可能な箇所への調査や廃炉等の作業を進める中で新たに明らかになった事項等を基にした事故分析を中心に進めていきたいと考えております。具体的には、原子炉格納容器から放射性物質等が放出、又は漏えいした経路、箇所、それから、原子炉冷却に係る事故当時の機器の動作状況など、そういった事故のプロセス解明についての調査・解明を行いたいと考えております。

更田委員長からの御指示を受けまして原子力規制庁は、本年8月に現場調査を行い、先ほど申し上げたような調査がおおむね実施可能ではないかと確認しておりまして、その結果を参考に付けております。ただし、まだ分からないこともありますので、これらの対象範囲につきましては、今後の調査検討状況に応じ、適宜見直していくこととしたいと考えております。

次に、「（2）調査体制」でございますけれども、原子力規制庁の東京電力福島第一原子力発電所事故対策室において、現場調査、試料採取、分析、そういった必要な情報収集を行うとともに、それを基に分析・検討を進めたいと考えております。また、これらの調査等に当たりましては、東京電力、日本原子力研究開発機構（JAEA）安全研究センターの協力を得たいと考えております。具体的な内容といたしましては、東京電力には調査に必要な施設の改変、穴をあけるとかいった改変や、また機器の操作という現場作業のほか、東京電力がこれまでの廃炉や、いろいろな情報収集といえますか、サンプリング等の試料

がございますので、また機器の図面等の情報の提供を求めるとしまして、JAEA安全研究センターにつきましては、我々が採取した試料の分析、また評価といった技術的支援を求めるとしたいと考えております。

それから、「(3) 事故分析に係る検討会の活用」でございますが、継続的な事故分析を進めるため、既にあります、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会(検討会)におきまして、検証可能な論点について検討を行いたいと考えております。検討会の構成メンバーにつきましては、中間報告書取りまとめ以降の知見の蓄積や現場の情報を踏まえて、今後の事故分析に係る検討課題に応じて原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部有識者、JAEA安全研究センター職員から、その都度、専門性に合わせて選定することとしたいと考えております。また、オブザーバーとしては適宜、東京電力、資源エネルギー庁等からも出席を求めたいと思っております。こちらの体制につきましては、改めてまた事務局案を原子力規制委員会に速やかにお諮りしたいと考えております。

それから、(4)も更田委員長からの御指示にあった点、1点目でございますけれども、「事故分析と廃炉に関して連絡・調整する仕組みの構築」でございます。施設の状態や、その機器の付着物といった事故分析に今後必要となる情報は、廃炉作業のための施設の解体により、今後失われる可能性があることから、原子力規制庁と廃炉を進める資源エネルギー庁、さらにこれらの作業に関係するNDF、東京電力、JAEA安全研究センターその他関係機関との間で、事故分析の作業と廃炉作業について、3ページ目にあります3点を公開で議論、調整する場、ここでは仮称としまして「1F調査連絡調整会議」を設けまして、事故分析を進めてまいりたいと思っております。

内容といたしましては、3ページにあります①双方の作業計画等に係る情報共有、それから、作業の優先順位やスケジュールの調整、関係機関との連携といった必要な事項の検討を調整してまいりたいと思っております。こちらの会議体につきましては、(3)の事故分析の検討会の体制と異なりまして、行政機関同士、事務局同士の調整の場と考えておりますので、体制につきましては事務方で決めて進めたいと考えております。

最後に「3. 当面の検討スケジュール」でございますが、今、御説明申し上げた体制を速やかに整備した上で関係機関との調整も行い、現場調査を進めていきたいと考えております。また、調査で得られた結果につきましては、検討会において検討を行い、2020年内を目途に中間的な報告書を取りまとめたいと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

○伴委員

基本的にこれでよろしいかと思っております。事故の分析に当たっては、原子炉の安全設計、挙動に関する高い専門性が要求されますので、この事故分析に係る検討会でしかるべき参加者の下で行われるべきものと思っております。

今、説明の中で、2. (4) を事務方の調整の場とおっしゃいましたけれども、そうすると、2. (4) は専門家が集積して云々というよりも、本当に事務的な調整のための会議というイメージになるのですかね。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

事故対策室の竹内です。

伴委員御指摘のとおり、2. (4) の1F調査連絡調整会議の場は、特に専門家を入れた専門的な議論をするというよりは、我々がやりたいと考えていることに対して、今後の廃炉作業がどう影響してくるかを確認した上で、必要に応じて、その段取りを調整する場と考えておりますので、専門的な議論をする場ではないと考えております。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

順序が違うというか、今、伴委員から指摘のあった2. (4) は事務的な調整の場ではない。大きな方針を決めるところだと思っていて、専門家が出て、専門的な議論、技術的な詳細な議論をする場ではないというのはそのとおりかもしれないけれども、事務方同士の事務的な手続の場所ですというのだったら、こんなものを、こんなものと言うと失礼だけれども、そういった考え方だったら、私は事務局の考え方を認めたくないというか、認めるつもりはないです。私が言及したのはそういったものではありません。

これは前からも言っていますけれども、東京電力の立場になってみれば、廃炉作業に関係する調査という目的で資源エネルギー庁、NDFから指示が来る。それから、事故の分析という視点で原子力規制委員会、原子力規制庁から指示が来る。どちらも対象物は同じとなったときに、東京電力にしてみれば、指示を受ける側が錯綜してしまうでしょう。ですから、同目的のものだったならば、その間の調整をとるべきだけれども、手続の事務的なというのは、大きくイメージと異なりますね。これは公開の場で行われるべきものだし、廃炉を早く進めようという視点と、分析をきっちり行うべきという視点がぶつかったときは、そこを調整すべきものだから、言い回しの問題かもしれないけれども、竹内室長の説明は受け入れられない。ここ（1F調査連絡調整会議（仮称））で意思決定をしてほしいのですよ。

○金子長官官房審議官

恐れ入ります、原子力規制庁の金子でございます。

言葉の問題というところもありつつ、うまく伝わっていないと思うのは、おっしゃったように、この場（1F調査連絡調整会議（仮称））で、資料に優先順位と書かせていただいたのは、更田委員長がおっしゃられた、例えば、大きな方針という言葉でおっしゃられたけれども、この作業はリスクを下げるのに必要だし、例えば、事故調査とも干渉するのだけれども、どっちを先にやったり、どういうスケジュールでうまく組み合わせることができるのだということの中身をきちんと調整しましょうということであるので、更田委員長のおっしゃっている調整しなければいけないこと、決めなければいけないことは、こ

の場で検討されるものとして含まれていると思っておりますし、それを最終的には公開の場できちんと決めるということだと理解しております。その点については、相手方の中心になるであろう資源エネルギー庁とも話をし、理解をしていただいております。事務局な段取りと申し上げたのが、そういうことを含まないような感じに映ってしまったかもしれませんが、実質的にはそういうことをする場と。

一方で、指示が両方から来るというのは、それぞれに責任を持って仕事をしなければいけないので、廃炉の作業の指示は当然資源エネルギー庁側、調査の関係の指示は我々側ですけれども、調整の場でやって、整合性を持ったものとして指示がそれぞれから来るという形にするための場だと位置付けてございます。

○更田委員長

まず、2. (4) の具体的な形を持ってきてもらえませんか。ほかのものはそれからです。ほかのものはそれから。2. (4) が具体的に動いて、どういう形になるということがまず前提だから。最後にこれがちょっとついてきて、これは事務的な段取りだ、調整、事務的な段取りの名の下にいろいろなことが進むのは、とても耐えられないので。これは、別に順番にこだわるわけではないけれども、最初に出てこなければ。ですから、2. (4) のところの位置付けが、トーンが、事務局と私の間では随分開きがあるのではないかと危惧しているのです。そうでないと言うのだったら、そうでないということを見せてもらいたい。2. (4) のところがきちんと進むことが、この体制で調査を進めること的前提なので、前提をまずしっかり見せてほしい。金子審議官、言っていること、分かりますよね。

○金子長官官房審議官

金子でございます。

趣旨は承知いたしましたので、2. (4) につきましても、例えば、体制であるとか、どういう事項をどういう段取りで調整していくのかといったことについて、お示ししようと思います。その際、2. (3) の検討会についても、できれば一緒にお諮りしたいとは思いますが、そういった形で、やり方、場の設定についてもお諮りするよういたします。

○更田委員長

関心の高いことを例に挙げれば、炉心デブリの取り出しにしても、何号機からとか、どこから寄りついてとかと言うけれども、それがどのように決められているのか、2つの視点がある。廃炉の視点と、それから、事故分析の視点があるから、それぞれがそれぞれのところで勝手なことを言っていて、一体、実際の作業はどうしてこう決まったのだというのが、今の状態ではとても見えにくい。それから、デブリの取り出しに関して言えば、ペネトレーション（貫通部）から、どこかから寄りつくにしたって、いきなりペネトレーションに物を突っ込まれて、そうしたらペネトレーション周りの情報は失われるわけですね。あける前に周辺の汚染の分布等々、しっかり押さえてからあけるとか、分析側には分析側

の重要事項があるし、一方、廃炉側には廃炉側で作業の方の安全も含めてだけれども、大きな視点があるので、なぜこういう手順でここから始まって、どう進むのかが、2つの視点を含めた上で1つのところできちんと決まってほしいと思っているので、調整する仕組み云々と書かれているところは、言葉以上の重要性があるので、しっかりしてほしいと思っています。

それから、もう一つは、現場のアクセスが以前よりはよくなったからということなのだけれども、この分析は必ずしも現場だけではないと思っています、昨日も中部電力との意見交換（令和元年度第26回原子力規制委員会臨時会議）の際に言及しましたがけれども、この後ろについている例でも、水素のいわゆる逆流と、それから、還流と呼ぶべきなのか、ツインプラントの隣からやってきたという話、耐圧強化ベントはSGTS（非常用ガス処理系）の排気側につながって、合流してからスタックへ行って、疑われるのは、例えば、2号機には1号機から水素が行っていないか。それから、事故直後に、これは東京電力がそれほど大きくなかったという評価を公表はしていますけれども、耐圧強化ベントラインからSGTS側への逆流がなかったか。そもそも2号機を調べに行ったら、ラプチャーディスクが開いてなさそうだということで、これも汚染がないというだけで、現物が見られているわけではないけれども、そうすると何が重要になるかといったら、耐圧強化ベントラインは今のほかの号機にもあるわけですね。

昨日の中部電力との原子力規制委員会臨時会議でも議論になりましたけれども、浜岡原子力発電所1号機での余熱除去系配管の水素爆轟は、不要な枝管が残してあったために起きたことなのだけれども、SGTSにつながっている耐圧強化ベントラインは残しておいていいのかどうかという議論だって十分あり得ると考えているので、何が言いたいかというと、あの耐圧強化ベントは平成4年の通商産業省の要請に産業界が応える形で行われた、いわゆる「電力自主AM（アクシデントマネジメント）」ですけれども、これについてもきちんと分析してほしいと思っていますのです。福島第一原子力発電所事故に至るまでにとられた安全対策が、どういう考えの下に、どう設計されて、どう施工されたのか。例えば、設計までは正しかったのかもしれないけれども、施工がいい加減だったのではないかという疑問だってあるわけですね。

今、1・2号機のスタックで、どうもSGTSの排気側というのは、排気筒の中で十分には立ち上がっていないのではないかと見ている。せっかく窒素置換したところから、水素・窒素混合気、水蒸気もいて、来ても排気筒の中でいきなり合流させるという設計は、設計段階ではまず普通は考えないし、設計どおりに施工されたとも考えにくくて、他号機ではどうなっているのだろうという関心で、昨日の中部電力との原子力規制委員会臨時会議で、浜岡原子力発電所について尋ねたのですけれども、こういった平成4年の「電力自主AM」というものが、果たして、議論は公の場で原子力安全委員会の共通問題懇談会で議論されて、その内容は公になっているけれども、実際の施工まで追いかけているわけではないので、ここをきちんと追ってほしいと。

もう一つは、1号機のアイソレーションコンデンサー（非常用復水器（IC））については、ずっと議論があるけれども、アイソレーションコンデンサーを備えている原子力発電所というのは国内に2基しかなくて、敦賀発電所の1号機（敦1）と1Fの1号機（1F-1）。この敦1と1F-1の間でICの扱われ方がどう違ったかというような点も調べてほしい。

日本原電（日本原子力発電）はアイソレーションコンデンサーを含めたシミュレータをずっと持っていたはずですが、これもはっきりしない話だけれども、東京電力は割と早々にIC付きのシミュレータというのは廃止してしまったというようなことも聞いているのだけれども、実際、事故が起きたときにICは動作しているのかどうかと、あれだけ議論になったわけですが、そういった意味で、ICの扱われ方、日本原電と東京電力との両者との間の違いみたいなことは重要な調査の対象だと思っているので、そういった意味では、東京電力以外の事業者の協力も得て、そういったところできちんと調査・考察を加えてほしいと思います。

それから、具体的な調査体制ですが、議論にあってはJAEAの協力を得ると。JAEAの協力を得る際に、安全研究センターというのは、これはいいのですが、ただ、試料の分析・評価というのは、安全研究センターというのは施設を持たない組織なので、この場合には安全研究センターを窓口にするのかもしれないけれども、JAEA全体の協力を得てということだし、例えば組成の分析をやるときに、これは事故の分析のため、これは廃炉作業のためというのはナンセンスだよねと。

そのために先ほど言った2.（4）の調整があるのであって、そのときの分析をするのだったら、別にJAEAではなくたって、NFD（日本核燃料開発）だって構わないし、NDC（ニュークリア・デベロップメント）だって構わないしというところで、そこら辺の調整というのだったら、それは竹内室長の言うところの段取りの調整なのだけれども、そういった段取りの調整の部分を、繰り返しますけれども、2.（2）は、それは本当に枝葉末節というか、下の部分であって、1本の方針で例えば組成分析に臨むような体制を作ってくださいというのがこれまで発言してきた趣旨なので、そこは間違えないでもらいたと思います。

次のステップというのはどうなるのだろう。この資源エネルギー庁との調整の場というのをもう少しきちんと示してもらって。というか、相手のあることだから、相手とそれこそ調整をしているのでしょけれども。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

原子力規制庁、竹内です。

今、更田委員長から御指摘の点はしっかり対応したいと思いますし、資源エネルギー庁との調整では、ここに書いたような趣旨のことは、資源エネルギー庁とはもう既に了解といたしますか、話をつけておまして、今日は宿題をいただきましたけれども、今後、事前の調整を踏まえて、公開会合ができるように持っていきたいというところまでは調整はできております。

ただし、本日、更田委員長からいただいた大きな方針というところは、また再度少し調整が必要ではないかと考えております。

○更田委員長

双方の作業計画等に係る情報共有とか、優先順位や作業スケジュールの調整、表現かもしれないけれども、違うよ。優先順位の決定なのですよ。バッティングする優先順位を、どういったメンバーで、どういう形で公開されてというのはもう少し具体的に見せてもらいたいと思いますので、それを含めて、当方側の分析の体制もより具体化して、改めて原子力規制委員会に諮ってもらいたいと思います。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

承知いたしました。対応いたします。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

この表題が「継続的な調査・分析について」となっていて、この書類の中には、具体的にどんな調査・分析をするのか、何が目的でどの程度の調査・分析をして、どういう結果を期待しているのかというようなことが一切書かれていないように思うのですよね。

最後（3.）に「2020年内を目途に中間的な報告書を」というタイムリミットだけが明示されていて、それは相手のある話だから、調整の結果どうなるか分からないということもあるのでしょうかけれども、原子力規制庁としては、こういう項目について、当面、調査をしたいのだということがあるべきではないかと思うのですよね。

2020年内というのはもう来年ですから、これはそんなに時間があるわけではなくて、いくら人数を投入しても、そんなに多くのことができるわけではないと思うのですよね。それについては、先ほど更田委員長から具体的な研究項目、調査項目についてのお話もありましたけれども、何かそういうものは、考えてはいるのだけれども、手の内は見せない、ということなのですか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

事故対策室の竹内でございます。

石渡委員の御指摘の点につきましては、考え方といたしましては、2ページが一番上にある「（1）対象範囲」のところで、まず、我々が近接可能なところとしては、格納容器周りの外側といいますか、原子炉建屋の中の格納容器の外側といったところが、まずはそこが検証可能なところとして考えておまして、その中で「具体的には、」とありますけれども、格納容器から放射性物質がどういった経路で出ていったのかとか、また、更田委員長からもコメントありましたように、参考資料にもありますけれども、耐圧強化ベントの際にラプチャーディスクがちょうど作動していなかったとか、また、SGTSのフィルタユニットに逆流していたのかどうか、そういったところで、そもそも、更田委員長からありましたけれども、耐圧強化ベントそのものが十分機能していたのかどうか、そういったと

ころがスコープになるかと思っております。

また、格納容器のベントラインというのもありますけれども、それ以外にも、格納容器のトップフランジからおそらく大量の放射性物質が出ていったのであろうと推定はされておりますけれども、そういったところにも着目した調査を行いたいということが主なところと考えております。

○石渡委員

いくつか具体的な項目があるということであれば、簡単に箇条書きでもいいので、こんなことを調査するのだということは書いてあった方がいいのではないかと私は思うのですけれども。

○更田委員長

ちょっといいですか。

石渡委員の御指摘は、答えようとする結構難しく、これは何かというと、この分析・調査の目的は何かという議論から始めると簡単ではないのですよね、目的をきっちり明確にすることというのは。明確にできるものとできないものとあって。例えば、調査を進めていったらソースタームがより明確になるかといったら、おそらくはならない。

事故の進展、いわゆるメルトプログレッションが、分析を進めていったら分かるか。少しは理解が進むかもしれないけれども、おそらく、いわゆるシビアアクシデント解析コードに反映できるような情報が出てくるかどうかは極めて疑わしい。一般に炉心の熔融進展というのはそんなにソースタームにきかないから、コードのモデル化の上でそんなに重要視されるとも考えにくいし、また、事故の現場を調べてもなかなか出てこないだろうと。

リークパスは少し期待できるかもしれないと。それよりも先ほど私がなぜ、耐圧強化ベントラインのところというのは、これはおそらく分かるし、それから、1F事故をもっときちんと反省すべき材料がここから現れるのではないかと考えていて、1つ非常に具体的に言うと、このラプチャーディスクが外れるというか、ラプチャーディスクが動作する設定圧力がどのくらいのものであったか。これは非常に高い圧力なのですよ。

一方、昨日の中部電力との原子力規制委員会臨時会議、例えば中部電力の倉田副社長は、これはアーリーベントのためのものだというおっしゃり方をしていたけれども、アーリーベントだったらなおのこと、ラプチャーディスク、誰かがつついてぶん殴りにいかない限り、アーリーベントに使えるということですよ。では、炉心損傷後のベントに使うために付けたのか。炉心損傷後にあんな高い圧力でラプチャーディスク、これが噴くということだったら、とっくにもう格納容器から漏えいが始まってしまっていて、何のためにこのベントがついているのか分からない。

今、設計漏えいが優位になる前にベントしましょうと。フィルタードベントの場合はフィルタがあるし、この場合だって、ウエットベントだったら、スクラビングで放出される放射性物質の量を1/100ぐらいにはできるだろうということのために耐圧強化ベントを付けられているはずだけれども、そんなにいつまでたっても開かないラプチャーディスクを

付けてあるのだったら、何のためか分からないですね。

そうすると、果たして、あの「電力自主AM」というのは真面目に施工されたものなのかと。何をどう考えて、付けておけばいいやで付けられたものなのではないか。憶測でこんなことを言うのは言い過ぎかもしれないけれども、そもそも、では、あのラプチャーディスクの設定圧というのはなぜこう考えられたのかというようなことが分析にとっては非常に大事で、格納容器の中の圧力が非常に高くならなければ開かないようなベントを付けておいて、一体何を期待していたのかというようなところが、これは分かるはずだし、調査をすれば出てくることなので、しかも、デブリの組成がどうのこうのというよりも、きちりとした原子力の世界の、これは規制側も推進側も、双方に対してきちんとした反省を強いる材料になり得るので、こういったところはきちんとやってほしいと思っています。

ただ、何を目的にというと、なかなか明確に書くのは、これは事務局に助け船を出すわけではないけれども、なかなか難しいので、次回、体制を原子力規制委員会に諮るときに、もう少し石渡委員の指摘に答えるように努めてもらいたいとは思いますが、簡単ではないということだけは申し上げておきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

では、次の事務局からの提案というか、報告を待つ前へ進めたいと思います。ありがとうございました。

3つ目の議題は、「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正（案）及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド（案）並びにこれらへの意見募集について」。

説明は、研究炉等審査担当の小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

原子力規制庁の小野でございます。

それでは、資料3に基づきまして御説明したいと思います。

まず「1. 経緯」にございますが、本年3月6日の原子力規制委員会におきまして、試験炉の定期安全レビュー（PSR）（定期的な評価）、この見直し方針というのを提案させていただきまして、御了承いただいております。この方針に基づきまして、定期安全レビューの見直しの検討を進めてきてございます。

現在、定期安全レビューの実施ガイド、これは平成16年に文部科学省が事務連絡文書で出したものがございますが、これを見直すということで、今回、運用ガイド（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド）の案を取りまとめてございます。

それから、その下に「また、」とありますが、試験炉規則（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則）の第15条の規定によりまして、この定期安全レビューについては、保安規定に記載する事項の一つとなっておりますので、保安規定の審査基準（試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準）におきましても、この運用ガイドとの整合を図るという改正案を取りまとめてございます。

2. (1) が保安規定の審査基準の一部改正ということでございます。

改正内容の概要としましては、本審査基準の定期的な評価におきまして、この運用ガイドを参考に定期安全レビューを実施するための手順及び体制を定めまして、定期的を実施するということと、あと、定期安全レビューの結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証活動の改善を行うということを規定してございます。

これは別紙1としまして、4ページから5ページのところに記載してございます。これは先行して定期安全レビューのガイドを整備しております使用済燃料の貯蔵施設、あるいは廃棄物管理施設等と同様の規定の仕方をしたというものでございます。

それでは、また1ページに戻っていただきたいと思います。一番下に(2)として、運用ガイドということでございます。

この運用ガイドの改正案の概要でございますが、定期安全レビュー、この実施に当たりまして、必要と考えられる項目を一般的にまず示すということと、これまでに実施している定期安全レビューの内容に加えまして、新たに外部ハザードを含む敷地特性の調査及び記録、それから、原子炉施設におけます施設の最新状態の調査及び記録を規定するということと、あと、保安のための管理体制及び管理事項の調査、並びまして、国内外の最新の科学的知見、技術的知見の調査については、要求事項を充実させてございます。

また、施設の経年変化に対する評価については、これまでの実施内容を基本としてございます。

その上でということを書いてございますが、試験炉は原子炉の型式、それから、施設の規模、連続運転される期間等が大きく異なるということで、設置者が施設の特性を総合的に勘案した上で定期安全レビューの実施項目を選定し、実施の程度を定め、自ら定める計画に基づき定期安全レビューを実施するといったことを明記してございます。

あと「その他、」とございますが、定期安全レビューの実施の公表の推奨ということを新たに規定してございます。

この運用ガイドにつきましては、6ページから11ページにまとめてございます。

ポイントだけ御説明いたしますと、7ページを御覧いただきますと、「第1章 総則」のところの真ん中より下のところでございますが、まず、一般的に示すということと、一律に適用することは適当ではないということで、これは設置者がこれを参考として自ら定める内容で実施してくださいと、こういったことを書いてございます。

それから、8ページを御覧いただきますと、一番下でございます、今回新たに入れまし敷地特性の調査ということで記載してございます。

それから、9ページの上の方、(2)ということで、これはアズイズ (as is) の状態を調査し、記録をするということを規定してございます。

それから、10ページを御覧いただきたいと思います。

上の方でございますが、第1パラグラフの真ん中辺りに「また特に、」とございますが、試験炉の特徴ということで、運転の期間、あるいはその研究の内容によって要員の配置が

変わるということを考慮した記載でございますが、保安のための管理体制、それから、管理事項については、期間における組織的な変更、これは部課室等の統廃合、あるいは人員配置の見直し、技術継承を含む教育訓練体制の見直し等、この結果生じた影響について評価し、その結果を踏まえて、今後の保安活動を適切に実施するための反映方針を検討していただきたいと、こういったことを入れてございます。

それから、下の方、「3. 5 定期安全レビューの結果の公表」ということで、インターネットの利用その他、適切な方法により公表することを推奨するというところでございます。

2ページの方に戻っていただきたいと思えます。

「3. 意見募集の実施」ということでございますが、保安規定の審査基準につきましては、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法））に基づきます原子力規制委員会の処分に係る審査基準等に定める「審査基準又は処分基準」に該当しますということですので、行政手続法に基づきます意見募集を実施することについて、了解をいただきたいと思っております。

それから、運用ガイドにつきましては、任意の意見募集を実施することについて、了解をいただきたいと考えてございます。

「4. 今後の予定」でございますが、本件、御了承いただけましたら、意見募集を明日から30日間、その後、意見等の集約を経て、本年11月頃には原子力規制委員会の方にお諮りすることにしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

山中委員、補足はありますか。

○山中委員

今、報告がありました試験研究用の原子炉施設等の定期的な評価に関係する案件でございますけれども、関係する施設というのは数が非常に限られておりますし、実用炉と比べて持っているリスクも極めて小さいと。それぞれがかなり特徴ある施設ですし、リスクもかなり違うということを考えまして、定期的な評価については、その点を考慮して事業者を実施していただくことが妥当であると考えております。

また、運用ガイドについては、できるだけ簡潔に、各施設が本来それぞれ必要であると思われることを適切にまとめていただきやすいように、事務局に策定をお願いしたところでございます。御審議いただければと思えます。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

この試験研究炉のPSRは、本当に事業者の主体的な取組に任されているものですから、今、

山中委員からあったように、書き過ぎないことが多分大事なのだらうと思います。項目の抜けがないということを念頭に置いて、あと、それぞれを具体的にどう評価するかというのは事業者の裁量に任されるべきものと思います。

○更田委員長

よろしいですか。

本当に山中委員の指摘にもあったように、試験研究炉はそれぞればらばらなので、一律にはなく。ただ、PSRに求める意義というのは、これで何が思い出されるかというと、この間のNSRR（原子炉安全性研究炉）、それから、近大炉（近畿大学原子炉）、KUR（京都大学研究用原子炉）の設工認（設計及び工事の方法の認可）漏れとの関係でもあるのだけれども、設工認の役割と、この試験研究炉も様々ではあるのだけれども、近大炉とかNSRRというのは、何が起きてもと言うと大げさだけれども、リスクが考えにくいような炉に対して、設工認で確認するようなことと、それから、PSRのようなもので、10年ぐらいの期間を持って事業者が自主的に確認していくものの役割の整理というのはあるのだらうと思っています。

今回、運用ガイドはなるべく簡略というか、余り細かく規定しないようにしてもらっていて、それは基本的に、例えば消火器であるとか、避雷針の類いといったようなものの保全等に関して、あるいは施工に関してもそうだけれども、試験研究炉のPSRに何を期待するかというのはずっと考えていかなければいけないのだらうと思っているのです。

今回の特徴で、1つは、PSRの中で、組織体制の変更みたいなものがあつたときに、それがどう影響しているか。実際、試験研究炉の現場で何が悩みかといったら、人が減る、予算が減るとというのが非常に大きな悩み事で、これまでも旧規制組織に出てくるPSRのレポートを見ていると、そういった泣き言が結構、泣き言ではないですね、切々たる訴えが見られますよね。そういったものを把握するということは一定以上の価値があると思いますので、そういった意味で、自由記載というか、そういったものの部分というのもあっていいのだらうと思います。

それでは、事務局の案を了承して、パブリックコメントに入るということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

では、そのように進めてください。

4つ目、本日最後の議題ですが、「原子力規制委員会の令和2年度概算要求及び機構・定員要求について」。

説明は、伊藤参事官から。

○伊藤長官官房参事官（会計担当）

会計担当の参事官の伊藤でございます。よろしくお願いいたします

資料4をお開けいただきたいと思います。

今回御報告する内容は、大きく分けて2点でございます。

1番目の令和2年度の概算要求及び機構・定員要求の概要、それから、2番目の行政事業レビュー外部有識者による指摘の概算要求への反映の状況についてでございます。

1つ目の項目から御説明申し上げます。

3ページに令和2年度の原子力規制委員会の予算の概要の計表がございます。

真ん中の段の一番下を御覧いただきまして、総額で概算要求額655億円を要求しております。対前年度当初予算比で20%増となっております。

内訳を見ていただきますと、一般会計、エネルギー特別会計を合わせて小計で624億円、この部分は21%の増でございます。他方、東日本大震災復興特別会計につきましては、31億円で4%の減となっております。

中身でございます。4ページ、概算要求の内容を5本の柱で整理させていただいております。

大きな柱の1番目は、「原子力規制の厳格な実施及び規制活動を支えるための安全研究の推進」でございます。

主要事業例を見ていただきまして、1つ目の原子力規制検査の体制整備事業と申しますのは、炉規制法の改正が令和2年4月から施行されまして、検査の制度が大きく変わります。その中で、現場の検査官を支援するためのシステム整備などに2.2億円を計上しております。

2つ目の原子力安全規制情報広聴・広報事業につきましては、原子力規制委員会のホームページの更新でありますとか、過去の資料を検索しやすくするためのアーカイブ事業なども含めまして、8.9億円を計上しております。

さらに、下の2つは安全研究でございます。技術基盤分野の規制高度化研究事業（リスク情報の活用）については、個々のプラントごとに、リスク情報を活用した検査ができるような技術の蓄積をしていただくために3.35億円を計上しております。

実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業につきましては、実際に廃炉をした発電施設から取り寄せた材料を検証することによって、原子力施設の経年劣化の状況、特に原子炉圧力容器でありますとか、各種の電気設備等について、どの程度の劣化が進むのかというのを最新の知見でしっかり検証していくための事業でございまして、これに14億円計上しております。

大きな柱の2番目は災害対策でございます。

主要事業例を見ていただきまして、1つ目が、原子力災害等医療実効性確保事業に25億円積んでございますが、こちらは基幹高度被ばく医療支援センター及び高度被ばく医療支援センターに対して、原子力災害発災時の医療に必要な設備を整備していくための経費でございます。

その次の原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業につきましては、発災時の通

信設備の維持管理等に40億円の計上でございます。

それと、最後の緊急時モニタリングの体制整備事業と放射線監視等交付金につきましては、これらは原子力施設等の監視のためのモニタリングの経費でございます、それぞれ13億円、75億円を積んでございます。

さらに、大きな柱の3番目は、人材育成、人的基盤の強化でございます。

主要事業例をまず見ていただきまして、原子力検査官等研修事業、それから、2つ目のプラントシミュレータ研修事業につきましては、いずれも原子力規制庁の職員の専門的な能力を維持・向上させるための研修事業でございます、これにそれぞれ4億円、5億円を積んでございます。

それから、3つ目の原子力の安全研究体制の充実・強化事業は、原子力規制庁の中の研究職の人たちを大学や外の研究機関と共同研究させることによって、研究の質も向上させ、また、個人の力量も向上させるための事業でございます、こちらに30億円を積んでございます。

最後の原子力規制人材育成事業というのは、これは若干毛色が変わりまして、原子力規制庁の職員ではなく、大学等の部外の学生に対して、少しでも原子力の安全、あるいは原子力規制に興味を持っていただく講座等の取組をするための補助をする事業でございます、3.8億円を計上しております。

大きな柱の4番目は、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」でございます。

主要事業例を見ていただきまして、1つ目の東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業でございますけれども、これはデブリの取り出し等を控えまして、燃料デブリの性状研究等に13億円を計上しております。

その他、福島県における放射線の測定でありますとか、モニタリングに必要な経費として10億円、8億円を積んでございます。

6ページ、最後の大きな柱が「組織体制及び運営の継続的改善」でございます。

こちらの方は、定員として、検査、審査をしっかりと進めていくことなどに65人の定員の増を要求しております。また、あわせて、放射線規制部門に企画官1名の機構要求をしているところでございます。

以上が1つ目の項目でございます。

続けて、2つ目の項目に移ります。資料4の一番初めのページにお戻りいただきまして、2.についてでございます。

「(1) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業」について、行政事業レビューの外部有識者の御意見をどのように反映したかについてでございますが、安全研究につきましては、1つは、研究成果が、委託先ではなくて原子力規制委員会、原子力規制庁に蓄積されるようにするべきだという御意見、それから、あわせて、研究者個人としての能力を高める工夫をすべきという御意見がございました。

これに関しましては、先ほどの御説明の中でも共同研究の事業について御説明申し上げましたけれども、今年から共同研究という仕組みで、職員の能力向上、それから、研究成果の原子力規制委員会、原子力規制庁への蓄積を図る取組をしておりますので、その仕組みを大幅に拡充するということで応えていきたいと思っております。

「(2) 原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業」についての御意見ですけれども、外部有識者の御意見は、この事業についてストレステストをやった結果について、25項目の指摘があるのですけれども、それについての全部の対応がまだ完了していないので、これを早期に完了することと、ストレステストの項目の改良に万全を期すことということと、それと、サイバーセキュリティやテロ対策の強化をするべきという御意見がありました。

また、これは主に執行の面でございますけれども、コストを抑えながら、リスクを減らしていくということが大事だという御指摘がございました。

この点についてですけれども、ストレステストで指摘された事項への対応をしっかりと優先していくのは当然でございますし、また、サイバーセキュリティ対策についても、最新の動向を踏まえて、本事業のシステムについては、平成30年から国庫債務負担行為で整備を進めております。その中で、サイバーセキュリティ対策でありますとか、テロ対策の項目も組み込んで要求をしておりますので、その経費をしっかりと計上していきたいと思っております。

それから、コストの削減につきましては、予算というよりは、執行の面で工夫をしていくことから改善をしたいと思っております。

この御説明の中で説明していない後半の資料7ページ以降の資料につきましては、私が口頭で今御説明した各事業の概要を1枚ずつまとめたものでございますので、説明は割愛させていただきます。

私からの御説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

よろしければ、本件はこれで報告を受けたということにしたいと思っております。

石渡委員。

○石渡委員

後ろの方にそれぞれの課題のパワーポイントによる説明がついているのですけれども、この中で「原子力安全規制情報広聴・広報事業」というのが、9ページにありまして、このところで「<事業のスキーム、イメージ>」という図があるのですが、この一番上のところなのですけれども、コールセンターを設けて、国民との間で質問や相談を受けて回答するという、双方向にオレンジ色の矢印があるのですけれども、その左側の矢印が、これが双方向になっていないのですよね。これは、こういう意見があったと、こういう疑問が寄せられたというようなことは、やはり規制行政には当然生かしていくべきことではな

いかと思うのですけれども、これが緑色の矢印が一方向になっているのは何か理由があるのですか。

○伊藤長官官房参事官（会計担当）

御指摘ありがとうございます。

深い考えはないと思いますので、資料を修正するなり、適宜対応したいと思います。

○石渡委員

そうですか。それでは、そのようにお願いします。

○更田委員長

よろしいですか、ほかに。

それでは、本件はこれで報告を受けたということにしたいと思います。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますか。よろしいですか。

それから、村田室長から、トピックスについて追加の口頭での説明があります。

○村田長官官房総務課事故対処室長

事故対処室、村田でございます。

本日のトピックスには載ってございませんけれども、昨日夕方に、RI（放射性同位元素）関係ですけれども、法令報告が1件ございましたので、簡単に御報告だけさせていただきます。

昨日夕方になりますけれども、大日本除虫菊株式会社、いわゆる「金鳥」を作っているところがございますけれども、そちらの方から報告がございました。

中身は、大阪に同社の中央研究所というのがございますけれども、そこで火災が発生をしたということで、火災によって同社が有していますガスクロマトグラフ測定装置、そちらの方に、そのものに延焼してしまったと。その中に、表示式測定機器でありますけれども、ニッケル63が含まれているものとなってございます。これが延焼してそのものが燃えてしまったということで、外部への漏えいのおそれがあるということで、法令報告という形で報告を受けてございます。

まだ昨日の夜の段階で現場を見られたらしくて、物については損傷していないということで確認がとれたらしいのですけれども、引き続き詳細については、確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○更田委員長

よろしいですか。何か先ほど現物が大丈夫だったと、写真は見せてもらいましたけれども、ただ、正式な報告はまだこれからということ。

○村田長官官房総務課事故対処室長

法令報告の対象でございまして、10日報（事故等発生から10日以内の原子力規制委員会への報告）を出していただくことになると思いますので、その中で確認をしていきたいなと思っております。

○更田委員長

それでは、これで本日の会議を終了します。ありがとうございました。